

岸和田市農業委員会
第17回（令和6年11月）総会議事録

1 日 時 令和6年11月8日（金） 午後1時30分～午後2時5分

2 場 所 桜台市民センター 3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 相続税納税猶予に関する適格者証明について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

議案第4号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について

議案第5号 引き続き特定都市農地貸付けを行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分数1号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分数2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分数3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

5 出席委員 12 名（定数 14 名）

委 員	1 番	谷口 敏信	委 員	2 番	藤原 一郎
//	3 番	楠本 忠雄	//	4 番	米本 巧
//	5 番	大嶋 浩一	//	6 番	原 世志之
//	7 番	南 加代子	//	8 番	塚本 敏雄
//	9 番	久禮 広一郎	//	10 番	谷藤 栄一
//	11 番	坂田 正行	//	12 番	今本 一成
//	13 番	西村 孝昭	//	14 番	東 昭夫

出席推進委員 12 名（定数 12 名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
//	3 番	永野 六博	//	4 番	黒川 晴之
//	5 番	藪 清仁	//	6 番	川阪 清秋
//	7 番	深井 正清	//	8 番	植田 善三
//	9 番	植田 功	//	10 番	上野 仁
//	11 番	田中 唯夫	//	12 番	田川 隆司

6 欠席委員

大嶋 浩一委員、南 加代子委員

7 出席事務局職員

船橋事務局長、高橋事務局次長、和田参事、伊勢主査

谷口会長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは第 17 回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告します。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 12 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。 以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。

13 番 西村 孝昭委員、14 番 東 昭夫委員 をお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 1 号についてご説明致します。

議案書（その 1）1 ページをお願い致します。

本件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、岸和田市長が農用地利用集積計画を作成するにあたり、本委員会に意見を求めたものでございます。作成する農用地利用集積計画は 1 ページから 3 ページの一覧表のとおりでございます。

1 番から 3 番の設定する利用権は使用貸借権、4 番から 7 番の設定する利用権は賃借権で、期間は 1 番・2 番は令和 7 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 3 年間、3 番は令和 7 年 6 月 14 日から令和 10 年 6 月 13 日までの 3 年間、4 番・5 番は令和 7 年 4 月 13 日から令和 17 年 4 月 12 日までの 10 年間、6 番・7 番は令和 6 年 12 月 11 日から令和 16 年 12 月 10 日までの 10 年間でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審議した結果、関係法令の各要件を満たしており、制度目的にかなっているため、妥当であるとの報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告願います。 議案第 1 号 1 番・2 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 1 号 1 番・2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 3 番から 5 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第 1 号 3 番から 5 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第 1 号 6 番・7 番の農地について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告、願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第 1 号 6 番・7 の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 11 月 1 日、いずみの農協東葛城支店において慎重に審議した結果、原案のとおり決定することに決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号について原案のとおり決定することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号は原案のとおり決定することに決しました。

次に、議案第 2 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を上程し、議題と致します。

この議案は[]委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、[]委員は議事に参与することができません。

【[]委員の名札をふせる】

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局

議案第 2 号についてご説明致します。

議案書（その 1）4 ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく相続税の納税猶予を受けるための適格者証明が、4 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

事前に行われた（中央・土生郷）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。

以上でございます。

議長

説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、議案第 2 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土

生郷地区 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 2 号 1 番の農地に対する

協議会

審議の結果を報告いたします。

会長

本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協土生郷支店において慎重

に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長

中央・土生郷地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員

なし

議長

質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 2 号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員

異議なし

議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 2 号は原案のとおり証明することに決しました。

■委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、■委員は議事に参与していただきます。

【■委員の名札を戻す】

議長 次に、議案第 3 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。

この議案は■■■■委員・■■■■委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に基づき、■■■■委員・■■■■委員は議事に参与することができません。

【■■■■委員・■■■■委員の名札をふせる】

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 3 号についてご説明致します。

議案書（その 1）5 ページをお願い致します。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、5 ページ・6 ページ一覧表のとおり 9 件でございます。

事前に行われた各地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。 以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、各地区協議会から審議の結果を報告、願います。まず、議案第 3 号 1 番の農地について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告、願います。

中央・土生郷地区協議会 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 3 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 3 号 2 番の農地について、有真香地区協議会から審議の結果を報告、願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第 3 号 2 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 続いて、議案第 3 号 3 番のうち、八木地区に対する農地、及び 4 番の農地について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告、願います。

八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第３号３番のうち、八木地区に対する農地、及び４番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる１１月１日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第３号３番のうち、山直下地区に対する農地、及び７番から９番の農地について、山直下地区協議会から審議の結果を報告、願います。

山直下地区協議会会長 それでは、山直下地区協議会における議案第３号３番のうち、山直下地区に対する農地、及び７番から９番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる１１月６日、いずみの農協山直下支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 続いて、議案第３号５番・６番の農地について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告、願います。

南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第３号５番・６番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる１１月７日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第３号は原案のとおり証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第３号は原案のとおり証明することに決しました。

 ■■■■委員・■■■■委員に係る議案を含む審議が終了しましたので、■■■■委員・■■■■委員は議事に参与していただきます。

 【■■■■委員・■■■■委員の名札を戻す】

 次に、議案第４号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第４号につきましてご説明致します。

 議案書（その１）の７ページをお願い致します。

 本件は、租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けているものが適用農地で、引き続き農業経営基盤強化促進法に基づく特定貸付けを行っている旨の証明が１件でございます。

事務局 これらの件につきまして、事前に行われた有真香地区協議会の会議において、現地調査等、内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備しております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 4 号 1 番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会 それでは、有真香地区協議会における議案第 4 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

会長 本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、証明することに異議ないものと決しました。以上でございます。

議長 有真香地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 4 号は原案のとおり、証明することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第 4 号は原案のとおり証明することに決しました。

次に、議案第 5 号「引き続き認定都市農地貸付けを行っている旨の証明について」を上程し、議題と致します。

議案の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案第 5 号についてご説明致します。
議案書（その 1）8 ページをお願い致します。
本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 の 4 第 1 項の規定の適用を受けている、すなわち、相続税納税猶予を受けている者が適用農地で、引き続き認定都市農地の貸付けを行っている旨の証明が、8 ページの一覧表のとおり 1 件でございます。

事前に行われた（中央・土生郷）地区協議会の会議において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備しております。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第 5 号 1 番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。

中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第 5 号 1 番の農地に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる 11 月 5 日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議長 中央・土生郷地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言、願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 5 号は原案のとおり証明するものと決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり証明するものと決しました。

次に、議案書（その 2）専決処分の報告に移ります。

報告第 1 号「専決処分の報告」を一括して報告致します。報告の内容は、事務局から説明致します。

事務局 議案書（その 2）報告第 1 号についてご説明致します。

議案書（その２）１ページをお願い致します。

本件は、岸和田市農業委員会に関する規程第１９条により、専決処分を行なった内容で、令和６年９月２１日から令和６年１０月２０日までの受理分についての報告となります。

２ページをお願い致します。専決処分第１号「農地法第１８条第６項による解約通知確認について」ですが、２ページの一覧表のとおり１件でございます。これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したものでございます。

次に３ページをお願いします。専決処分第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について」は、農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出がなされたもので、４ページの一覧表のとおり、９月２１日から９月３０日までに届出がなされ、令和６年１０月７日に専決処分を行なった内容が２件、５ページの一覧表のとおり、１０月１日から１０月１０日までに届出がなされ、令和６年１０月１５日に専決処分を行なった内容が３件、６ページの一覧表のとおり、１０月１１日から１０月２０日までに届出がなされ、令和６年１０月２５日に専決処分を行なった内容は３件でございます。

次に７ページをお願いします。専決処分第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出の受理について」は、農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内における農地転用の届出がなされたもので、８ページの一覧表のとおり、１０月１１日から１０月２０日までに届出がなされ、令和６年１０月２５日に専決処分を行なった所有権移転が１件でございます。

以上、専決処分報告第１号から第３号について、いずれも法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審議した結果、適法でありました。よって会長が専決処分したものであります。

以上でございます。

議長
委員
議長
議長

報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言、願います。

なし

質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。

以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。委員の皆様から何かございませんか。

委員
議長

なし

特段ないようですので、これで第１７回総会の議事を終了いたします。

令和6年11月8日

議長 谷口 敏信

委員 西村 孝昭

委員 東 昭夫